平成２４年（フ）第１３１２３号
埼玉県草加市西町853―11、開始決定時の住所埼玉県草加市高砂１丁目９―10―1005
破産者　今井　照夫
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４５０号
東京都世田谷区千歳台４丁目26―19―601
破産者　吉田　直毅
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５３６号
埼玉県加須市旗井281―９
破産者　森　　輝之
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７０２号
東京都葛飾区奥戸５丁目11―14―203
破産者　小川　裕史
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７０３号
東京都八王子市元八王子町１丁目118―303
破産者　小川　静香
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５０号
東京都練馬区石神井町１丁目21―６―201、開始決定時の住所埼玉県所沢市寿町11―５
破産者　綿貫　知実
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０２４号
埼玉県さいたま市南区曲本４丁目10番５号
破産者　善進商事株式会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０７４号
東京都新宿区百人町２丁目24―23　クラ24―103
破産者　朴　　成順
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１２１号
東京都江東区東陽５丁目31―29―409
破産者　岩原　大輔
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１２２号
東京都江東区東陽５丁目31―29―409
破産者　岩原　好子（旧姓藤澤）
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１２５号
東京都江戸川区平井７丁目28―３　コーポ平井１―D
破産者　高橋　貴希
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１４７号
東京都江戸川区南小岩５丁目１―２　コスモ参番館202
破産者　三浦　民雄
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３７７号
神奈川県大和市上和田1022―４　グラスサイドレジデンスⅡ203、住民票上の住所神奈川県藤沢市円行２丁目10―３―101
破産者　八戸　悦子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３８２号
東京都江戸川区東葛西４丁目４―１―525
破産者　富本　文和
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６６号
東京都渋谷区円山町12番２号　ライオンズマンション109号
破産者　トリプルクラウン株式会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６７号
静岡県伊東市川奈1201―33
破産者　太田　純一
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５０９号
東京都足立区六木３丁目17―９
破産者　久保田光貴
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５４４号
埼玉県所沢市南住吉15―12―102、開始決定時の住所埼玉県入間市東町５―６―５
破産者　結城　清孝
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５９５号
東京都文京区向丘１丁目14―６―210
破産者　柳橋　貴子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１５号
東京都江戸川区西葛西７丁目29―12―164
破産者　夏木　　大
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１７号
千葉県我孫子市布佐平和台６丁目３番23号
破産者　株式会社蕎里
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７２２号
東京都小金井市前原町３丁目８―３―403
破産者　高村　智子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部